

この対応指針は、本学における感染者の発生状況等に応じたキャンパス毎の標準的な対応を示したものです。

警戒段階は、県立大学危機管理対策本部会議（新型コロナウイルス）において協議の上決定します。

なお、本学の発生状況等に加え、県内の発生状況等や国、県からの要請内容を総合的に踏まえ、異なる警戒段階の対応となる場合があります。

また、下記内容については、今後の社会情勢の変化等により変更する場合があります。

警戒段階	対象者	教員・学生		教職員・学生		教職員		学生	学生・地域住民	(参考) 国の専門家会議 の分類「地域の 感染状況に応じ た3区分」
		発生状況	授業(講義・実習・演習・ゼミ)	研究活動	催事等(行事・イベント)の開催・参加	他の地域(他県)との往来	勤務形態	学内会議 打ち合わせ等	課外活動	
0	収束している場合	通常通り								収束している場合
1	学内で感染者が発生していない状況	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で対面授業を行う。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、研究活動を行う。	【催事等の開催】 各団体が作成した「感染拡大予防ガイドライン」に基づく適切な対応が講じられた催事等の開催は認める。 【催事等への参加】 感染リスクの低減が整った催事等への参加は認める。	都道府県をまたぐ移動の自粛を要請している都道府県との間の不要不急の移動の自粛を要請する。 ただし、県の要請等により他の対応となる場合があること。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で通常通りの勤務とする。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で対面での会議等を行う、又は状況によりオンラインによる会議とする。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で活動は認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で施設の利用は認める。	岩手県が感染観察都道府県に当たる場合
2	学内で感染者が発生している状況	遠隔による授業を基本とする。なお、実習等については、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で対面により実施する場合がある。	在宅による研究活動を基本とし、研究室内では、継続している研究の維持に必要な研究活動のみ行う。	【催事等の開催】 オンラインによる催事等の開催は認める。 【催事等への参加】 オンラインにより開催される催事等への参加は認める。	不要不急の県をまたぐ移動を禁止する。	交代勤務、在宅勤務による勤務を基本とする。	オンラインによる会議を基本として行う。 ただし、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で対面により実施する場合がある。	対面による活動は認めない。	施設の利用は認めない。	岩手県が感染拡大注意都道府県に当たる場合
3	学内で感染者が発生しており、感染拡大の危険があると判断される状況	遠隔により授業を行う。	在宅による研究活動を基本とし、研究室内では、研究用生物、設備の維持等に必要な研究活動のみ行う。	【催事等の開催】 オンラインによる催事等の開催は認める。 【催事等への参加】 オンラインにより開催される催事等への参加は認める。	県をまたぐ移動を禁止する。	大学を維持する業務を除き在宅勤務とする。	オンラインによる会議のみとする。なお、大学施設からの配信は行わない。	対面による活動は認めない。	施設の利用は認めない。	岩手県が特定(警戒)都道府県に当たる場合